

協同組合八戸管工事協会 御中

八戸市長 熊谷 雄一
(公 印 省 略)

工作物の事前調査における調査者制度等の周知について(依頼)

当市の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

石綿のばく露等の防止については、関係法令に基づき、建築物又は工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）することが事業者には義務付けられています。

こうした中、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第10号）等の施行により、一部の工作物について、令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者には義務付けられます（添付のリーフレット参照）。

これに伴い、関係事業者においては、工作物の事前調査の的確な実施に向けて、工作物石綿事前調査者の確保・育成等、計画的な準備が必要となります（工作物の種類ごとに必要な調査者の資格は別添1のとおり）。

また、一定規模以上の建築物及び工作物の工事については、関係法令に基づき、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告することが事業者には義務付けられており、引き続き、同報告の徹底していただくことが必要です。貴団体におかれましては、傘下の会員に対し、下記の事項について周知していただきますようお願いいたします。

記

第1 工作物石綿事前調査者制度について

1 施行までの期間における工作物石綿事前調査者の確保・育成

（1）事前調査の実施に必要な工作物石綿事前調査者を確保すること。なお、今後、工作物石綿事前調査者の講習申込みが殺到することが想定されるため、講習の申込みは計画的にお願いしたいこと。

（2）工作物石綿事前調査者等の講習を実施する機関や受講資格等は「石綿総合情報ポータルサイト（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>）」に掲載されていること。

2 各事業者において、事前調査実施方法についてのマニュアル、手順書、社内規定等を整備している場合には、法令改正の内容を踏まえ、必要に応じて工作物事前調査に係る見直し等を行うこと。

第2 事前調査結果の労働基準監督署及び都道府県等への報告の徹底について

1 規模に関わらず建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体又は改修の作業を行うときは、事前調査の実施が義務付けられているが、このうち、①～⑤に該当する工事については、事前調査の結果を労働基準監督署及び都道府県等に対して石綿事前調査結果報告システムによって報告する必要があること。（<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>）

【労働基準監督署及び都道府県等へ報告が必要な工事】

- ①建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計 80 m²以上）
- ②建築物の改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
- ③工作物【注1】の解体・改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
- ④建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合であって、次のア又はイのいずれか1つでも該当する場合
 - ア 建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 m²以上
 - イ 建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額 100 万円以上（税込）
- ⑤鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数 20 トン以上）【注2】

【注1】石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物（特定工作物）に限る

【注2】労働基準監督署のみに対して報告が必要。

2 事前調査の結果、石綿が使用されていないことが確認された場合であっても、上記①～⑤に該当する工事の場合は、労働基準監督署及び都道府県等に対して「石綿含有なし」の旨を報告する必要があること。

3 事前調査の実施は、文書確認及び目視確認による方法が原則であるところ、別添2の方法であれば、目視確認を省略できることになっている。目視確認省略の事前調査を実施した場合であっても、上記①～⑤に該当する工事の場合は、労働基準監督署及び都道府県等に対して「石綿含有なし」の旨を報告する必要があること。

（担当）

〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1（別館 6 階）

八戸市 市民環境部 環境保全課

調査指導グループ 奥村

TEL: 0178-43-9107（直通）

FAX: 0178-47-0722

E-mail: kankyo@city.hachinohe.aomori.jp

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備※2 |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備※3 |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備※1 | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備※4 |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※5
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※6
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※4 ケーブルを含む。
※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、 登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>